

契 約 書 (案)

1. 件 名 姫路自動車検査登録事務所非常用自家発電装置部品交換作業請負業務
2. 契約期間 契約締結の日から令和2年3月19日まで
3. 予定数量 別紙内訳書のとおり
4. 契約単価 別紙内訳書のとおり
5. 予定総額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
6. 契約保証金 免除(予算決算及び会計令第100条の3第3号による。)

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 吉田 正彦 を発注者とし、 を受注者として、下記のとおり契約を締結する。

第 1 条 受注者は、頭書の契約に関し、本契約に定めるものの他、別添「仕様書」に従い、契約期間中にこれを履行しなければならない。

第 2 条 業務内容は、別添「仕様書」のとおりとする。

第 3 条 受注者は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡または継承せしめてはならない。
ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第 4 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

第 5 条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

第 6 条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

第 7 条 発注者または監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

第 8 条 受注者は、業務を完了したときに請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下、「約定期間」という。）にその代価を受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

なお、その際の振込手数料は発注者の負担とする。

第 9 条 受注者は、発注者が前条の約定期間内に発注者の責に帰する事由によりその代価を支払わない場合には、約定期間満了の翌日より起算して支払をする日までの日数に応じて年2.7%の割合で遅延利息を発注者に請求することができる。ただし、天災地変等やむを得ざる事由による場合は、この限りではない。

2 前項の規定により算出した遅延利息に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者が確認期間内に検査を終了しないときは、確認期間満了の翌日から確認を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また確認の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は約定期間を満了したもののみなす。

第 10 条 受注者の責に帰する事由により所定の期限内に契約内容を実行しないときは、発注者は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対し、年5%の割合をもって、遅延料を請求することができる。

第 11 条 受注者の代理人及び使用人、または第5条により受注者が業務の一部を委任した者が履行場所においてなす業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。

また、業務上事故が発生した場合は、すべて受注者の責任とする。

ただし、これらの行為及び事故が発注者の責に帰する事由によるときは、この限りでない。

第 12 条 発注者は、その都合により作業内容を変更し、または作業を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、本契約金額を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ、書面によりこれを決定するものとする。

2 前項により受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

賠償額は、発注者及び受注者において協議のうえ、決定するものとする。

- 第13条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 一 受注者が解除を申し出たとき。
 - 二 受注者が、発注者の指定した監督職員またはそのほか指定した職員の指示に従わなかったとき。
 - 三 本契約の履行について、受注者または受注者の代理人及び使用人、または第5条により受注者が業務の一部を委任した者に不正の行為があったとき。
 - 四 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
 - 五 前各号のほか受注者が本契約に違反し、または契約の目的を達することができないとき。
- 2 発注者は、前項の規定により本契約が解除されたときは、受注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、前項第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由によるときは、この限りでない。
- 第14条 発注者が本契約に基づく債務を履行せず、かつ、受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間に履行しないときは、受注者は本契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 第15条 発注者が本契約により取得する金額は、受注者に支払う金額と相殺し、または別途これを徴する。
- 第16条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た機密事項を他に漏らし、または他の目的に利用してはならない。
- 第17条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第

- 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第 18 条 本契約に関して発注者及び受注者間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者の斡旋により、解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者間で協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担するものとする。

第 19 条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 本契約に関し、疑義を生じたとき、または、本契約に定めなき事項については、発注者及び受注者において協議のうえ解決するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

発注者 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
支出負担行為担当官
神戸運輸監理部長 吉田 正彦

受注者